

BNY Mellon・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
2025年度スチュワードシップ活動の振り返りと自己評価

BNY Mellon・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社は、2025年度のスチュワードシップ・コードの原則・指針毎に活動の振り返りと自己評価を実施しました。

原則	活動の振り返り	自己評価
（原則1） 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）を受け入れることを2014年6月に表明し、その後2017年11月と2020年9月に内容の改訂を行いました。加えて、当社からニュートン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に日本株式運用に関する事業を移転したことを踏まえ、2023年6月に内容の改訂を行いました。更に、2025年6月の日本版スチュワードシップ・コード再々改訂（第三次改訂）を踏まえて2025年12月に再度内容の改訂を行いました。 当社の方針は、当社のホームページにて公表しています。具体的には、運用委託先のスチュワードシップ責任に関する方針を確認し、運用委託先と協議を行うことにより、スチュワードシップ責任を果たしました。	方針の更新プロセス及び内容共に対応は適切と評価。
（原則2） 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	2017年11月に、ガバナンスを強化し、利益相反を適切に管理するため、フィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループ（現ガバナンス・オーバーサイト・グループ）を設置しました。以降、定期的に開催し、利益相反の検証・管理を行っています。	利益相反管理のガバナンス構築や同管理の実施を含め、対応は適切と評価。
	お客様の利益を最優先し、利益相反の可能性がある取引等を適切に管理するため、「利益相反管理方針」を制定（2017年7月）しており、主な内容についてホームページ上で開示しています。この利益相反管理方針・プロセスの下で利益相反管理を実施しました。	
	ガバナンス体制の整備の観点から、フィデューシャリー・オーバーサイト・グループ（現ガバナンス・オーバーサイト・グループ）のメンバーに2020年12月より社外監査役が加わっています。	
（原則3） 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	原則として運用委託先の方針を尊重しつつも、運用委託先のスチュワードシップ活動等について定期的なモニタリングや運用委託先と協議を行うことにより、スチュワードシップの責任を果たしました。	ESGを含む投資先企業の情報の把握を含め、対応は適切と評価。
（原則4） 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。	原則として運用委託先の方針を尊重しつつも、運用委託先のエンゲージメント活動について定期的なモニタリングや運用委託先と協議を行うことにより、エンゲージメント活動の責任を果たしました。	エンゲージメント活動の管理や実施方法を含め、対応は適切と評価。
（原則5） 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。	議決権行使に係るルールの精緻化として、議決権行使に係るルールについて、より具体的な評価項目を定めています。ホームページ上で「当社の議決権行使に係るルール」として開示を行っています。	議決権行使ルールの精緻化や行使体制整備を含め、対応は適切と評価。
	議決権行使体制の強化として、日本株式の議決権行使に関する執行事務を専門機関に外部委託し、当社は行使指図に専念できる体制を整えています。インスティテューショナル・シェアホルダー・サービシーズ（ISS）から、議決権行使事務代行や行使プラットフォームや議案データの提供等のサービスを受けています。	
	日本株の議決権行使結果については、その様式および頻度（年2回）を定め、個別開示を行っています。同行使結果を、ホームページ上で開示しました。	
	BNYグループ傘下の運用会社等に運用に関する権限を委託している部分については、原則として運用委託先の方針を尊重しつつも、運用委託先の議決権の行使に関する方針や行使結果について確認や協議を行うことにより、議決権の行使の管理責任を果たしました。	
（原則6） 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。	原則として運用委託先の方針を尊重しつつも、運用委託先が議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているかを確認し、「スチュワードシップ活動の自己評価と振り返り」として、顧客・受益者に対して定期的に報告しました。また、議決権行使やエンゲージメントの具体事例を、個別顧客の要望により報告しました。	議決権行使の具体例の顧客への報告等を含め、対応は適切と評価。
（原則7） 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	フィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループ（現ガバナンス・オーバーサイト・グループ）を設置し、エンゲージメントや議決権行使等のスチュワードシップ活動に対する適切なガバナンスを確保する監督体制を確立しています。フィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループ（現ガバナンス・オーバーサイト・グループ）の所管の一つにエンゲージメントや議決権行使等のスチュワードシップ責任を適切に果たすための活動の評価や監督があり、定期的に監督のうえ経営会議に報告すると共に、改善等が必要と判断した場合は勧告を行っています。	スチュワードシップ活動のためのガバナンス構築や最新動向の把握努力を含め、対応は適切と評価。

（2026年3月現在）